

長野県立大学学生表彰実施細則

平成31年3月12日 細則第411-2号
最終改正 令和6年1月17日

(趣旨)

第1条 この細則は、長野県立大学学生表彰規程（平成30年規程第411号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、学生の表彰の実施に関し必要な事項を定める。

(成績優秀者の表彰)

第2条 規程第2条第1号に基づく表彰の名称は、長野県立大学学長賞とする。

2 学部生の表彰は、当該年度に履修した全授業科目のGPA（Grade Point Average）が上位の者から順に、所属・学年ごとに次の人数とする。

- (1) グローバルマネジメント学部 2名
- (2) 食健康学科 1名
- (3) こども学科 1名

3 卒業年次の学生については、前項の「当該年度」とあるところを「全在籍期間」と読み替えるものとする。

4 修了する大学院生の表彰は、研究科ごとに次の人数の範囲内とし、被表彰者の選考に係る基準は、研究科において別に定める。

- (1) ソーシャル・イノベーション研究科 1名
- (2) 健康栄養科学研究科 1名

(学長賞以外の成績優秀者の表彰)

第3条 学部長は、学長賞に準じて、成績優秀と認められる者を表彰することができる。

2 学部長表彰の決定は、学部長が行う。

3 被表彰者の選考に係る基準は、学部において別に定める。

4 大学院については、前3項の「学部長」とあるところを「研究科長」に、「学部」とあるところを「研究科」に読み替えるものとする。

(理事長賞)

第4条 規程第2条第3号及び第4号に基づく表彰の名称は、長野県立大学理事長賞とする。

(表彰方法)

第5条 規程第5条第1項に定める表彰状は、表彰楯をもって代えることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、原則として、3月に当該年度に係る表彰を行う。ただし、規程第3条の推薦手続きに間に合わなかった前年度の者の表彰を妨げない。

附 則

この細則は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年1月17日から施行する。